# 川口市市民投票条例策定委員会 重要項目 「投票及び開票の方法」

# 1 投票の形式

「二者択一で賛否を問う形式」	「二者択一で賛否を問う形式」 +
「賛成又は反対を問う形式」を含む	「 3 以上の選択肢から一つを選択する形式」
(12市)	( 2 市)
<u>川口市素案</u> 、富士見市、広島市、坂戸市、川崎市、高浜市、桐生市、山陽小野田市、防府市、北広島市、宮古市、小諸市	豊中市、大和市

# 2 投票の期日

期間同日投票	31日~90日の間 (5市)	~ 9 0 日を越えない日 (7市)	60日以降の特定日 (2市)
同日投票…可 (13市)	<u>川口市素案</u> 、富士見市、坂戸市、 防府市、北広島市	広島市、豊中市、桐生市、 山陽小野田市、大和市、小諸市	川崎市 選挙の期日と同じ日 高浜市 最も近い日曜日
同日投票…不可 (1市)		宮古市	

# 3 投票の方法

投票の基本的事項 ...

1人1票の秘密投票(11市)、規定なし(3市)

投票用紙の記載方法 ...

所定の欄に (10市)、所定の文字を (川崎市)、賛否を自書(広島市)、 ×を記載(坂戸市、桐生市)

代理投票 … 規定あり(12市)、規定なし(広島市、山陽小野田市)

期日前投票 … 規定あり(13市)、規定なし(桐生市)

不在者投票 … 規定あり(14市)

\_\_\_\_\_\_

(素案)上記のうち、太線下線の規定

# 4 無効投票

所定の用紙を用いないもの(12市)

(所定の記号・文字)以外の事項を記載したもの(12市)

(所定の記号・文字)のほか、他事を記載したもの(10市)

(所定の記号・文字)を投票用紙の複数の選択肢の欄に記載したもの(12市)

(所定の記号・文字)を投票用紙のいずれの選択肢の欄に記載したのか判別し難いもの(12市)

白紙投票(8市)

(所定の記号・文字)を自書しないもの(5市)

(所定の記号・文字)のいずれも記載しないもの(北広島市)

その他選挙管理委員会が無効と認めたもの(宮古市)

(素案) から までを除外事項とする

# 川口市市民投票条例策定委員会 重要項目 「投票及び開票の方法」

### 【趣旨】

市民投票の実施に関し、投票の方法に関連する事項として、投票の形式、投票の期日、投票の方法、無効投票について主に定めるものです。

投票の形式は、市民投票に付する事項を投票資格者の投票に図る際に、選択式や記述式などのどのような形式とするかを定めるものとなります。

また、投票の期日については、投票日を規定するとともに、公職選挙法の選挙活動との兼ね合いから、他の選挙との同日投票の可否に関する事項が一般的には定められています。

さらに、投票の方法の基本事項として、投票用紙の記載、代理投票等が定められています。

なお、開票の方法における重要事項としては、市民投票の成立要件と開票の有無の関連が挙げられますが、これについては、成立要件と併せて重要項目 において検討することとします。

### (素案)

### (市民投票の形式)

- 第5条 市民投票に付する事項は、二者択一で賛否を問う形式のものでなければならない。 (市民投票の期日)
- 第8条 市民投票の期日(以下「投票日」という。)は、第4条第5項の規定による通知のあった日から起算して30日を経過した日から90日を超えない範囲内で、選挙管理委員会が定め、公表するものとする。ただし、当該投票日に衆議院議員若しくは参議院議員の選挙、埼玉県の議会の議員若しくは長の選挙又は市の議会の議員若しくは長の選挙が行われるときその他選挙管理委員会が特に必要があると認めるときは、当該投票日を変更することができる。
- 2 選挙管理委員会は、前項の規定により投票日を定めたとき又は変更したときは、当該投票日そ の他規則で定める事項を当該投票日の7日前までに告示しなければならない。

### (投票の方法)

- 第13条 市民投票は、1人1票の投票とし、秘密投票とする。
- 2 投票人は、投票用紙の二つの選択肢から一つを選択し、所定の欄に自ら の記号を記載しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、身体の故障その他の理由により、自ら投票用紙の所定の欄に の記号を記載することができない投票人は、代理投票をすることができる。
- 4 投票人は、前条の規定にかかわらず、規則で定めるところにより期日前投票又は不在者投票を行うことができる。

# (無効投票)

- 第14条 次に掲げる投票は、無効とする。
  - (1)所定の用紙を用いないもの
  - (2) の記号以外の事項を記載したもの
  - (3) の記号のほか、他事を記載したもの
  - (4) の記号を投票用紙の二つの選択肢の欄に記載したもの
  - (5) の記号を投票用紙のいずれの選択肢の欄に記載したのか判別し難いもの
  - (6)白紙投票

### (概要)

市民投票における投票の方法として第5条には、市民投票の形式を規定しています。市民投票の 形式とは、市民投票に付する事項を、どのような形式で投票資格者に問うか定めるものです。素案 では、二者択一で賛否を問う形式でのみ投票を行うことと定めていることから、3以上の選択肢か ら一つを選ぶなどのその他の形式による投票は行えないこととなります。

第8条では、市民投票の期日として、投票日、他の選挙との同日投票、投票日の告示について定めています。同条第1項では、投票の期日について、投票事務の準備期間及び投票運動の期間を十分に確保することを考え、第4条第5項の規定による通知のあった日から起算して30日を経過した日から90日を超えない範囲内で、選挙管理委員会が定めることとしています。

また、他の選挙との同日投票では、公職選挙法による選挙運動の制限などの影響が生じるおそれがあります。このことから、市民投票の投票日に、衆議院議員若しくは参議院議員の選挙、埼玉県の議会の議員若しくは長の選挙又は市の議会の議員若しくは長の選挙が行われるとき、または選挙管理委員会が特に必要があると認めるときは、当該投票日を変更することができることを同項に規定しているものです。

同条第2項では、選挙日の告示に関する規定となっています。告示は選挙日を明確にするとともに、広く周知するために行うこととし、素案では、選挙管理委員会は、前項の規定により投票日を定めたとき又は変更したときは、当該投票日その他規則で定める事項を当該投票日の7日前までに告示しなければならないとしています。

第13条は、市民投票の方法の基本的な事項として、1人1票、秘密投票、代理投票、期日前投票及び不在者投票を規定しています。

素案では、第1項に市民投票は1人1票で秘密投票とすることを定め、第2項は投票用紙の記載 形式について、素案第5条により市民投票に付することができる事項は、二者択一で賛否を問う形 式としていることから、投票用紙の二つの選択肢から一つを選択し、所定の欄に自らの記号を記 載しなければならないと定めているものです。

第3項及び第4項では、他の選挙と同様に、身体の故障等の理由による代理投票、職務若しくは 業務に従事する等の理由による期日前投票又は不在者投票を行うことができ、その詳細は規則で定 めることとしています。

第14条は、市民投票に係る投票用紙の記載に関する無効投票を定めています。

素案では、前述の投票の形式、投票用紙の記載形式の規定から、次の事項を無効と定めています。

- ・所定の用紙を用いないもの
- の記号以外の事項を記載したもの
- の記号のほか他事を記載したもの
- ・ の記号を投票用紙の二つの選択肢の欄に記載したもの
- の記号を投票用紙のいずれの選択肢の欄に記載したのか判別し難いもの
- ・白紙投票

素案では、上記の規定としていますが、他市ではこれらのほか、市民投票の形式に3以上の選択 肢を認める例があり、また、市民投票の期日を他の選挙と同日とすることを基本とする例もありま す。

# 【検討事項1 投票の形式】

市民投票の形式については、市民投票に付する事項を、どのような選択肢で投票資格者に問うかを定めるものです。この事項は、投票用紙の記載方法や無効投票とも関連するもので、市民投票が市民の意思を明確にし、その結果を市政運営に有効に反映するためには、投票者が選択しやすく、その意思が明確に現れる形式とすることに、特に留意し定めることが求められます。

市民投票に付される事項に対する市民の意見は多種多様であり、自由記述式などによる意見の把握が必要であるとも考えられます。しかし、市民投票は、市民の意見を市政に反映する最終的な手段であると考えられることから、その結果は市民総意の意思として明確に判断が付くものでなければなりません。

また、二者択一の賛否を問う形式以外の方式とした場合、設問の解釈に個人差が生じ、意図しない回答を選択してしまう可能性や恣意的な誘導が行われる恐れもあります。

これらのことから、素案では、二者択一で賛否を問う形式とするものですが、他市の例では、二者択一で賛否を問う形式を基本とし、市長が必要と認めたときは事案により3以上の選択肢から一つを選択する形式によることができる例も参考に、検討を要するものです。

### (素案(関連箇所抜粋))

(市民投票の形式)

第5条 市民投票に付する事項は、二者択一で賛否を問う形式のものでなければならない。

#### (具体的検討事項)

市民投票の形式を下記の点から検討する。

- ・二者択一のみ認めるか、3以上の選択肢を認めるか
- ・賛否を問う形式とするか

# (参考:投票の形式)

二者択一で賛否を問う形式

賛成又は反対を問う形式

賛成又は反対を問う形式とのみ規定されており、二者択一とは規定されていないもの。

3以上の選択肢から一つを選択する形式

二者択一で賛否を問う形式を基本として、特に認められるときは3以上の選択肢から一つを 選択する形式とすることができるもの。

市名	そ の 他
川口市素案	
富士見市	
広島市	
坂戸市	
豊中市	市長が必要と認めたときは、3以上の選択肢
川崎市	賛成又は反対を問う形式
高浜市	
桐生市	
山陽小野田市	
大和市	住民が容易に内容を理解できるような設問
防府市	
北広島市	賛成又は反対を問う形式
宮古市	
小諸市	

# 【検討事項2 投票の期日】

市民投票の期日は、投票日をいつにするか、他の選挙との同日投票の可否、投票日の告示について定めるものです。市民投票において投票率を上げるためには、投票資格者が投票しやすい日を選ぶことが重要な要素となります。このためには、幅を持たせた期間から、状況に応じて投票に最適な日をその都度決めることが一般的な例となっています。

また、この投票日として選択できる期間を定める際には、投票の事務準備に要する期間、さらに 投票運動を行う期間を十分に確保することが求められます。これらのバランスを考慮し、他団体で は、投票告示日から90日までの間で選挙管理委員会が定めるとする例が多数を占めています。

次に同日投票の可否については、市民投票の期日が他の選挙との同日となる場合は、公職選挙法の規定により、一定の政治活動が禁止されることから、投票運動に支障を来たす恐れがある一方、選挙経費の節減や投票率の向上などのメリットが見込まれます。このため、多くの団体では、他の選挙と投票期日が同日となる場合には、投票日を変更することができるとする例が多数を占め、一部には同日選挙を認めない団体や同日選挙を基本とする団体があります。

素案は、投票日については投票事務の準備及び投票運動の期間の確保を明確にするため、30日を経過した日から90日の間で選挙管理委員会が定めるものとし、同日投票については、市民投票に付する事項によっては投票日の変更が必要になると考え、投票日を変更することができることを定めるものですが、他団体では同日選挙を基本とするなどの例もあることから、選挙経費の節減等の同日選挙のメリットも考慮し、検討を要するものです。

### (素案(関連箇所抜粋))

#### (市民投票の期日)

- 第8条 市民投票の期日(以下「投票日」という。)は、第4条第5項の規定による通知のあった 日から起算して30日を経過した日から90日を超えない範囲内で、選挙管理委員会が定め、公 表するものとする。ただし、当該投票日に衆議院議員若しくは参議院議員の選挙、埼玉県の議会 の議員若しくは長の選挙又は市の議会の議員若しくは長の選挙が行われるときその他選挙管理委 員会が特に必要があると認めるときは、当該投票日を変更することができる。
- 2 選挙管理委員会は、前項の規定により投票日を定めたとき又は変更したときは、当該投票日その他規則で定める事項を当該投票日の7日前までに告示しなければならない。

### (具体的検討事項)

市民投票の期日に関し、投票日の規定及び同日投票の可否について下記の点から検討する。

- ・市民投票の準備事務期間と投票運動期間のバランス
- ・選挙における選挙運動の制限
- ・市民投票に係る経費
- ・市民投票の投票率の向上

# (参考:投票の期日)

- 31日~90日
- ・14市のうち5市で実質的に31日から90日の間としている。
  - (30日を経過した日から90日を越えない範囲内、31日以後60日以内)
- 90日を越えない範囲内
- ・14市のうち7市では、始期は定めずに終期のみ90日以内と定めている。
- 60日を経過した日後
- ・2市では60日以後の特定の日を規定している。

# 同日投票の可否

- ・14市のうち13市で他の選挙との同日投票を行うことができる。
- ・1市は同日投票を制限し、他の選挙の投票日以外の日でなければならないとしている。

市名	投票日		同日	そ	Ø	他
בד עוי			投票		0)	10
川口市素案						
富士見市						
広島市						
坂戸市						
豊中市						
川崎市		(注1)		同日選挙を	基本とす	る
高浜市		(注2)				
桐生市						
山陽小野田市						
大和市						
防府市						
北広島市						
宮古市			×			•
小諸市				-		

- (注1) 6 0 日を経過した日後初めて行われる市の区域の全部をその実施区域に含む選挙の期日と同じ日を住民投票の期日とするものとする。
- (注2) 60日を経過した日から最も近い日曜日とする。

### 【検討事項3 投票の方法】

投票の方法に関する事項のうち、条例に直接規定する基本的な事項として、1人1票、秘密投票のほか、投票用紙の記載、代理投票、不在者投票などの投票に関する投票資格者の権利について定めるものです。

投票資格者の持つ票数は平等に1人1票とし、秘密投票により投票者の自由な意思による投票権 の行使の確保を目的として、他団体では条例に明記することが一般的な例となっています。

また、市民の意思の確認方法としては投票のほか、挙手等も考えられますが、本件は市民投票条例の策定を目的としていることから、当然に、投票によるものとしています。

重要事項 の検討事項1「投票の形式」において素案第5条では、二者択一で賛否を問う形式としています。これは、市民投票の形式とは、市民投票に付する事項を、どのような形式で投票資格者に問うかを定めるものであり、投票者が選択しやすく、また、その意思が明確に現れる形式とすることを考慮したものです。このことから、投票の方法についても同様に、設問の解釈に個人差が生じ、意図しない回答を選択してしまう可能性や恣意的な誘導が行われることを極力排することに留意し定めることが必要となります。

また、市民投票は最終的な市民の意思を投票により決するひとつの方法であることから、できるだけ多くの投票資格者が投票の権利を行使できるように、選挙と同様に代理投票、期日前投票、不在者投票を認めている例が他団体では多数となっています。

素案では、本市における市民投票は最終的な市民の意思の確認を行うことを目的に実施されるものであることから、公職選挙法による選挙と同様に厳正な制度とするため、1人1票の秘密投票と明記し定め、投票用紙への記載方法は、誤解が生じる恐れが少なく、また選択しやすいように、あらかじめ二つの選択肢が記載された投票用紙の所定の欄に を記載する方法としています。さらに投票資格者の投票の機会を確保することを優先し、一般的に選挙で用意されている代理投票、期日前投票及び不在者投票を行うこととするものですが、市民投票制度と選挙制度との相違を勘案し、検討を要するものです。

# (素案(関連箇所抜粋))

# (投票の方法)

第13条 市民投票は、1人1票の投票とし、秘密投票とする。

- 2 投票人は、<u>投票用紙の二つの選択肢から一つを選択し、所定の欄に自ら の記号を記載</u>しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、身体の故障その他の理由により、自ら投票用紙の所定の欄に の記号を記載することができない投票人は、<u>代理投票をすることができる</u>。
- 4 投票人は、前条の規定にかかわらず、規則で定めるところにより<u>期日前投票又は不在者投票を</u> 行うことができる。

# (具体的検討事項)

市民投票の方法における基本事項を下記の点から検討する。

- ・市民投票制度と選挙制度の差異
- ・素案第5条に定める投票の形式との整合
- ・投票資格者の投票における錯誤等の防止

# (参考:投票の方法)

# 投票の基本的事項

・14市のうち11市で、1人1票の秘密投票を条例に規定している。

# 投票用紙への記載方法

- ・14市のうち10市で、所定の欄に を記載する方式を定めている。
- ・2市が、 ×を記載する方式となっている。
- ・賛否を自署、所定の文字を としている団体が各1市となっている。

# 代理投票

・14市のうち12市で代理投票を規定している。

#### 期日前投票

・14市のうち1市のみ期日前投票を規定していない。

### 不在者投票

・すべての市で規定されている。

市名	投票の基	基本的事項	投票用紙	代理	期日前	不在者
ם יוו	1人1票	秘密投票	記載方法	投票	投票	投票
川口市素案			所定の欄に			
富士見市			所定の欄に			
広島市			賛否を自書			
坂戸市			×を記載			
豊中市			所定の欄に			
川崎市			所定の文字を			
高浜市			所定の欄に			
桐生市			×を記載			
山陽小野田市			所定の欄に			
大和市			所定の欄に			
防府市			所定の欄に			
北広島市			所定の欄に			
宮古市			所定の欄に			
小諸市			所定の欄に			

### 【検討事項4 無効投票】

市民投票は、市民の意思を確認する最終的な制度であることから、市民の意思が明確に現れる投票の形式であることが求められる一方、厳正公正な取扱いが同時に求められることから、投票結果に疑義が生じる要素は可能な限り排除しておくことが必要となります。

市民投票において無効となる投票は、投票資格者がその意思を、投票を通じ表明したものを無効とするものであることから、あらかじめ無効となる基準を明確にすることにより、疑義が生じることのないようにするものです。

この無効投票については、他団体では条例ではなく規則により規定している団体も見受けられますが、多数の団体では市民投票条例に規定しています。これは、無効投票は、投票資格者が投票の権利を行使した結果を、投票後に無効とするものであり、重要な事項であることから、条例への規定が必要と考えられることによるものです。

無効投票の内容としては、他団体の例では大別して、1人1票の原則から配布された紙以外を用いた場合、指定の記号以外のことを記載した場合、投票資格者の意思が判別できない場合に無効投票と定めているものです。

素案では、無効投票の判断は重要な事項であることから条例にて、無効投票となる事項を 6 項目 定めていますが、重要事項 の検討事項 1「投票の形式」における二者択一で賛否を問う形式、検 討事項 3 「投票の方法」における投票用紙への記載との整合性などを考慮し、検討を要するもので す。

### (素案(関連箇所抜粋))

#### (無効投票)

- 第14条 次に掲げる投票は、無効とする。
  - (1)所定の用紙を用いないもの
  - (2) <u>の記号以外の事項を記載したもの</u>
  - (3) の記号のほか、他事を記載したもの
  - (4) の記号を投票用紙の二つの選択肢の欄に記載したもの
  - (5) の記号を投票用紙のいずれの選択肢の欄に記載したのか判別し難いもの
  - (6)白紙投票

### (具体的検討事項)

無効投票の規定をどのような規定とするかについて下記の点から検討する。

- ・公職選挙法との整合
- ・素案第5条に定める投票の形式との整合
- ・素案第13条第2項に定める投票用紙への記載との整合

# (参考:投票の形式)

所定の用紙を用いないもの

(所定の記号・文字)以外の事項を記載したもの

(所定の記号・文字)のほか、他事を記載したもの

(所定の記号・文字)を投票用紙の(二つ)の選択肢の欄に記載したもの

(所定の記号・文字)を投票用紙のいずれの選択肢の欄に記載したのか判別し難いもの

白紙投票

(所定の記号・文字)を自書しないもの

(所定の記号・文字)のいずれも記載しないもの

その他選挙管理委員会が無効と認めたもの

市名					そ	の	他
川口市素案							
富士見市							
広島市							
坂戸市							
豊中市							
川崎市							
高浜市							
桐生市					規則		
山陽小野田市							
大和市							
防府市							
北広島市					規則		
宮古市					規則		
小諸市							

# 川口市市民投票条例策定委員会 重要項目 「その他市民投票の実施に関し必要な事項」

# 1 情報の提供

規定の有無項目	規定あり	規定なし
提供媒体の明記	<u>川口市素案</u> 、富士見市(注)、広島市、坂戸市、 豊中市、高浜市(注)、桐生市、山陽小野田市、 大和市、防府市、北広島市、小諸市	川崎市、宮古市
縦覧の規定の有無	<u>川口市素案</u> 、富士見市、川崎市、高浜市、	広島市、坂戸市、豊中市、桐生市、山陽小野田市、 大和市、防府市、北広島市、宮古市、小諸市
情報提供期間の明記	<u>川口市素案</u> 、富士見市、豊中市	広島市、坂戸市、川崎市、高浜市、桐生市、 山陽小野田市、大和市、防府市、北広島市、宮古市、 小諸市

(注) 広報のほか、公開討論会、シンポジウムを例示しています。

# 情報提供の中立性の保持、公平な扱い

中立性の保持	中立性の保持 規定あり	中立性の保持 規定なし
公平な扱い	(4市)	(10市)
公平な扱い 規定あり (4市)	<u>川口市素案</u> 、豊中市、小諸市	大和市
公平な扱い 規定なし (10市)	川崎市	富士見市、広島市、坂戸市、高浜市、桐生市、 山陽小野田市、防府市、北広島市、宮古市

# 2 投票運動

投票運動は自由とする。(5市)

買収、脅迫等投票資格者の意思が拘束され、又は不当に干渉される行為の制限(13市)

市民の平穏な生活環境が侵害される行為の制限(8市)

公職選挙法その他の選挙関連法令の規制に反する行為の制限(1市)

投票管理者、開票管理者等の投票運動の制限(1市)

他の選挙の期間が重複する場合の制限(1市)

- + (5市)(川口市素案、富士見市、高浜市、山陽小野田市、防府市)
- · + (7市)(坂戸市、豊中市、桐生市、大和市、北広島市、宮古市、小諸市)
- ・ + + + + (1市)(川崎市)
- ・投票運動に関する規定なし (1市)(広島市)

# 3 成立要件

<u> </u>			
成立要件開票作業	1 / 2 以上 ( 1 0 市 )	1 / 3 以上 (1市)	規定なし (3市)
開票する (6市)	坂戸市、北広島市、(小諸市)(注)		豊中市、川崎市、大和市、
開票しない (9市)	<u>川口市素案</u> 、広島市、高浜市、桐生市、山陽小野田市、防府市、宮古市	富士見市	

(注) 小諸市には成立要件の規定はありませんが、小諸市住民投票条例では、投票結果の尊重として、賛否いずれか多数の票数が投票資格者総数の1/4以上の数に達したときは、投票結果を尊重するものと規定されていることから、参考として上記に区分しています。

# 4 結果の尊重

# 投票結果の尊重義務者

規定の有無項目	規定あり	規定なし
市民	広島市、坂戸市、高浜市、桐生市、山陽小野田市、 大和市、防府市、小諸市(注)	<u>川口市素案</u> 、富士見市、豊中市、川崎市、北広島市、 宮古市、
市議会	<u>川口市素案</u> 、富士見市、広島市、坂戸市、豊中市、 川崎市、高浜市、桐生市、山陽小野田市、大和市、 防府市、北広島市、宮古市、小諸市(注)	
市長	<u>川口市素案</u> 、富士見市、広島市、坂戸市、豊中市、 川崎市、高浜市、桐生市、山陽小野田市、大和市、 防府市、北広島市、宮古市、小諸市(注)	
その他の執行機関	<u>川口市素案</u> 、山陽小野田市、小諸市(注)	富士見市、広島市、坂戸市、豊中市、川崎市、高浜市、 桐生市、大和市、防府市、北広島市、 宮古市

(注) 小諸市では、賛否いずれか多数の票数が投票資格者総数の1/4以上の数に達したときは、投票結果を尊重するものとされています。

# 投票結果の尊重義務を規定している条例の種類

自治基本条例	自治基本条例 規定あり	自治基本条例 規定なし
市民投票条例	(7市)	(7市)
市民投票条例 規定あり (11市)	<u>川口市素案</u> 、川崎市、山陽小野田市、小諸市	富士見市、高浜市、防府市 (注)広島市、坂戸市、桐生市、北広島市
市民投票条例 規定なし (3市)	豊中市、大和市、宮古市	

(注) 広島市、坂戸市、桐生市、北広島市では、自治基本条例が制定されていません。

川口市市民投票条例策定委員会 重要項目 「その他市民投票の実施に関し必要な事項」

### 【趣旨】

市民投票の実施に関し、既に取り上げた「市民投票に付することができる事項」、「市民投票を請求する場合の要件」、「投票権を有する者の資格」及び「投票及び開票の方法」の4つの重要項目に含まれない重要項目を「その他市民投票の実施に関し必要な事項」としてまとめ、検討するものであり、情報の提供、投票運動、成立要件等、結果の尊重について定めるものです。

情報の提供は、投票日などの市民投票の実施に関する情報や投票事項に関連する行政資料の公開の基本的事項を定め、投票運動は、市民間における投票運動の可否と、投票資格者の自由な意思の不当な拘束を防ぐことを目的として、禁止行為を定めるものです。

成立要件等については、市民投票の結果に一定の投票率の割合を基準とした成立、不成立の要件を設けるか、さらに不成立のときに開票作業を行うかについて定めるものとなります。

結果の尊重は、市民投票の結果を市政運営にどのように反映するかについて、その取り扱いを定めるものです。

### (素案)

# (情報の提供)

- 第15条 選挙管理委員会は、告示日から投票日の2日前までに、市民請求若しくは議会請求又は 市長発議の内容の趣旨及び第8条第2項に規定する告示の内容その他市民投票の実施に関し必要 な情報を広報その他適当な方法により、投票資格者に対して提供しなければならない。
- 2 市長は、告示日から投票日の前日までの間、市民請求若しくは議会請求又は市長発議の内容を 記載した文書の写し及び市民請求若しくは議会請求又は市長発議の事項に係る計画案その他行政 上の資料を一般の縦覧に供しなければならない。ただし、川口市情報公開条例(平成12年条例 第49号)第7条に規定する非公開情報に該当するものについては、この限りでない。
- 3 市長は、前項の規定による情報の提供に際しては、中立性の保持に留意し、公平に扱わなければならない。

#### (投票運動)

第16条 市民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、買収、強迫等投票資格者の意思が 拘束され、又は不当に干渉されるものであってはならない。

#### (市民投票の成立要件等)

- 第18条 市民投票は、一の事項について投票した者の総数が当該市民投票の投票資格者数の過半数に達しないときは、成立しないものとする。この場合においては、開票作業その他の作業は行わない。
- 2 市民投票の結果は、有効投票総数の過半数をもって決する。

### (結果の尊重)

第20条 議会及び市長その他の執行機関は、市民投票の結果を尊重しなければならない。

### (概要)

素案第15条には、市民投票における情報の提供を規定しています。始めに同条第1項では、第8条第2項において選挙管理委員会が告示することとなっている選挙日を始めとする情報を投票資格者に広く周知するために、市民投票の趣旨、投票日や投票時間などについて、広報その他適当な方法により投票資格者に告示日から投票日の2日前までに行うこととしています。

同条第2項では、市が保有する投票事項に関する計画案や資料を、市長が縦覧に供さなければならないことを定めています。ただし、これらの資料が川口市情報公開条例第7条に規定する非公開情報に該当するものについては、公開しないことができるとする除外規定を設けています。

同条第3項は、市長による資料等の縦覧においては、中立性を保持し、公平な取り扱いを行うことを明記しています。これにより、偏った情報提供などを防止するものとなります。

第16条では、投票運動として、投票運動の原則、禁止行為について定めるものです。市民間による活発な投票運動を期待し、投票運動は自由であることを明記する一方、投票資格者の自由な意思の表示が妨げられることを防止するため、買収、脅迫等の行為を禁止し最小限の制限を規定しています。

第18条第1項では市民投票の成立要件等として、市民投票の結果が市民の多数の意見としての量的な納得性が必要と考え、投票した者の総数が当該市民投票の投票資格者数の過半数に達しないときは、成立しないものと定めています。また、開票作業に係る費用などを考慮し、不成立の場合には開票作業その他の作業は行わないこととしています。

同条第2項では、市民投票は、有効投票総数の過半数をもって決することを明記するものです。

第20条は結果の尊重として、川口市自治基本条例第30条第2項の規定から、議会及び市長その他の執行機関は、市民投票の結果を尊重しなければならないと定めています。

素案では、上記の規定としていますが、他団体においてはこれらを規定していない例もあることから、検討を要するものです。

### 【検討事項1 情報の提供】

市民投票に付すことができる重要項目について、市民が自らの意思を判断し表示するためには、 様々な情報を十分に得ることが必要となります。この情報には、投票行為に係る投票日や投票時間 などの情報と、投票資格者が投票事項に対し自らの意思により納得できる判断を下すために必要な 投票事項に関する情報の2種類が考えられます。

情報の提供については、川口市自治基本条例等の関係条例においても、市民への情報提供に努めるとされています。

また、市民投票は市民に最終的な判断を仰ぐものであることから、市は投票事項の賛否に、当然に中立な立場でなければならず、情報の提供においても公平な取り扱いする必要があります。

素案では、情報の提供に関する事項は条例に規定すべき重要な項目として、同条第1項に、投票 行為に必要な情報を、市長から事務の委任を受けた選挙管理委員会が広報その他の適当な方法によ り、告示日から投票日の2日前までに行うことを規定しています。さらに同条第2項には、市が保 有する投票事項に関する計画案や資料を、市長が縦覧に供さなければならないことを定め、同条第 3項には、その縦覧においては中立性を保持し、公平な取り扱いを行うものとしています。

なお、情報公開条例との整合をはかり、縦覧する資料が、法令などの規定により公にすることができない情報、特定の個人を識別することができる情報などの場合には非公開としています。

他団体では、情報の縦覧や中立公正な取扱いに関する規定を定めていない例もあることから、自治基本条例などの本市の他の条例との整合性を考慮し、検討を要するものです

### (素案(関連箇所抜粋))

# (情報の提供)

- 第15条 選挙管理委員会は、告示日から投票日の2日前までに、市民請求若しくは議会請求又は 市長発議の内容の趣旨及び第8条第2項に規定する告示の内容その他市民投票の実施に関し必要 な情報を広報その他適当な方法により、投票資格者に対して提供しなければならない。
- 2 市長は、告示日から投票日の前日までの間、市民請求若しくは議会請求又は市長発議の内容を 記載した文書の写し及び市民請求若しくは議会請求又は市長発議の事項に係る計画案その他行政 上の資料を一般の縦覧に供しなければならない。ただし、川口市情報公開条例(平成12年条例 第49号)第7条に規定する非公開情報に該当するものについては、この限りでない。
- 3 市長は、前項の規定による情報の提供に際しては、<u>中立性の保持に留意し、公平に扱わなけれ</u> ばならない。

## (具体的検討事項)

市民投票における情報の提供を下記の点から検討する。

- ・提供する情報の種類と提供に用いる媒体
- ・情報の提供における中立、公平な取り扱いを規定するか

### (参考:情報の提供)

他市の例では、情報の提供についてはすべての市において規定されていますが、情報の提供媒体、 提供期間を規定している団体としていない団体があります。また、中立性、公平性の規定について も、同様に各市で状況が異なります。

# 情報の提供の義務規定の有無

・素案を含むすべての市で情報の提供が規定されています。

### 提供媒体の明記の有無

- ・14市のうち12市で、広報(公報)その他適当な方法によるものと規定されています。
- ・上記のうち4市は、広報等の媒体に関する規定は規則に定められています。
- ・14市のうち2市で、公開討論会、シンポジウム等の施策が例示されています。

# 縦覧(閲覧)の規定

・14市のうち4市で、資料の縦覧が規定されています。

### 期間の明記

・14市のうち3市で、広報等の期間が規定されています。

# 中立性、公平性

- ・14市のうち5市で、中立性及び公平性の取り扱いが規定されています。
- ・上記のうち3市は中立性と公平性が併記されています。

市名			中立	公平	その他
川口市素案					
富士見市					公開討論会等あり
広島市					は規則
坂戸市					は規則
豊中市					
川崎市					
高浜市					公開討論会等あり
桐生市					は規則
山陽小野田市					は規則
大和市					
防府市					
北広島市					
宮古市					
小諸市					

### 【検討事項2 投票運動】

投票運動として第16条では、投票運動の原則、禁止行為について定めるものです。

市民投票は、市民間における活発な議論を経て投票が行われることが望ましいと考えられることから、投票運動を一切制約せず自由に行えるようにすることが望ましいと考えられます。

しかし、投票運動に制約を設けない場合には、エスカレートした投票運動により、投票資格者の 自由な意思の表示が妨げられることも想定されます。

公職選挙法の第1条では、選挙人の自由に表明せる意思によって公明かつ適正に行われることを 確保することが定められていますことから、選挙運動における、選挙人の自由に表明せる意思を阻 害する要因に対して制約が課され、罰則が規定されています。

このようなことから、他団体では、必要最小限の制約事項を定めた規定となっており、刑法で禁止されている行為や、あきらかに投票資格者の意思に不当に干渉するもの以外は自由に投票運動が行えることとなっています。また、市民間における活発な議論を萎縮させる恐れがあることから、違反行為に対する罰則規定は、ほぼすべての団体で規定されていないものです。

素案では、活発な投票運動が行われることを優先し、投票運動は自由に行えることを明記したうえで、ただし文において、買収、強迫等投票資格者の意思が拘束され、又は不当に干渉される投票 運動を制約する規定としたものですが、他団体では、市民の平穏な生活環境が侵害される行為の制限などを規定している例もあることから、検討を要するものです。

### (素案(関連箇所抜粋))

#### (投票運動)

第16条 <u>市民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、買収、強迫等投票資格者の意思が</u> 拘束され、又は不当に干渉されるものであってはならない。

#### (具体的検討事項)

市民投票の投票運動について下記の点から検討する。

- ・投票運動の原則をどのように定めるか
- ・投票運動の禁止事項をどのように定めるか

### 【参考】

公職選挙法による主な選挙運動の禁止事項

第136条(特定公務員の選挙運動の禁止)、第137条(教育者の地位利用の選挙運動の禁止)、第138条(戸別訪問)、第138条の2(署名運動の禁止)、第138条の3(人気投票の公表の禁止)、第139条(飲食物の提供の禁止)、第140条(気勢を張る行為の禁止)、第140条の2(連呼行為の禁止)

### (参考:投票運動)

市民投票における投票運動に関し他市の例を調査した範囲では、公職選挙法違反のような罰則規定を設け規制している団体はなく、すべての団体で制限事項を概括的に規定していることから、実質的には注意喚起を目的とした規定となっています。

一般的には、下記 及び の組み合わせか、 及び の組み合わせにより規定されています。

### 投票運動は自由とする。

市民投票における投票運動は、自由に行えることを明記するものです。ただし、一般的に下 記のような制限事項が規定されています。

買収、脅迫等投票資格者の意思が拘束され、又は不当に干渉される行為の制限

投票資格者の自由な意思の表示に支障を来たす運動を制限するものです。

市民の平穏な生活環境が侵害される行為の制限

大音量による街頭演説や戸別訪問を深夜に行うことは、市民の平穏な生活環境を侵害するものであることから制限するものです。

公職選挙法その他の選挙関連法令の規制に反する行為の制限

公職選挙法等による選挙の禁止事項と同様の行為を制限するものとなります。

投票管理者、開票管理者等の投票運動の制限

市民投票の公平性に疑義が生じることのないように、投票管理者や開票管理者を始めとする市民投票の投開票事務に携る者の選挙運動を制限する規定となります。

他の選挙の期間が重複する場合の制限

市民投票における投票運動が、一般選挙で規制されている事項に抵触することを防ぐために市民投票の投票運動期間と選挙運動の期間が重なる場合の制限を規定しているものです。

				そ	の	他
川口市素案						
富士見市						
広島市				投票条例	こ関連規	定なし
坂戸市						
豊中市						
川崎市						
高浜市						
桐生市						
山陽小野田市						
大和市						
防府市						
北広島市						
宮古市						
小諸市						

### 【検討事項3 成立要件等】

市民投票は、市民の意思を確認する最終的な手段であり、一般的に市長及び市議会には投票結果に尊重義務が生じることからも、その結果は少数の市民の意見ではなく、市民の総意と受け止めるに足る量的な納得性が必要となります。

このことから、他団体の例では、投票率に一定の基準を設け、基準以下の場合は当該市民投票を不成立とすることを投票条例に明記している例があります。

一方、成立要件を設けるデメリットとしては、投票事項の賛成派、反対派のうち世論の状況で劣勢に立たされている派閥が、市民投票の成立を阻止することを目的で、投票率を上げないために、市民投票のボイコット運動が行われる恐れもあります。

また、成立要件を設けた際に、不成立となった市民投票の開票事務を行い、結果を公表することは、費用面で負担が大きいことのみならず、不成立であるにも係らずその結果に多少ならずとも影響を受ける可能性もあり、そのことが市民間に禍根を残す結果ともなりえます。

素案では、成立要件については、ボイコット運動などのデメリットもあるものの、市民投票の結果を市民の総意と捉え、尊重するためには一定数以上の投票数が必要と考え、成立要件を設けることとし、その基準は、市民投票は賛否を問う形で有効投票数の過半数を持って決することと、公職選挙法第95条では市長選挙の当選に必要な得票を有効投票数の1/4と定められていることを参考に、投票した者の総数が当該市民投票の投票資格者数の過半数に達しないときは成立しないものとするものです。また、市民投票が不成立の場合は、開票作業その他の作業は行わないこととしているものですが、成立要件には前述のデメリットもあることから、検討を要するものです。

### (素案(関連箇所抜粋))

(市民投票の成立要件等)

- 第18条 市民投票は、<u>一の事項について投票した者の総数が当該市民投票の投票資格者数の過半</u> 数に達しないときは、成立しないものとする。この場合においては、開票作業その他の作業は行 わない。
- 2 市民投票の結果は、有効投票総数の過半数をもって決する。

### (具体的検討事項)

市民投票の成立要件等を下記の点から検討する。

- ・成立要件の規定の有無及びその基準
- ・成立要件を設けた場合における不成立の際の開票の有無

### (参考:成立要件等)

# 市民投票の成立要件の有無及びその基準

- ・14市のうち10市で、市民投票の投票率による成立要件を規定しています。
- ・成立要件を設けている10市のうち9市は過半数(1/2)の投票率を基準としています。
- ・成立要件を設けている10市のうち富士見市のみが1/3の投票率を基準としています。

### 市民投票が成立要件の基準を満たさず不成立となった場合の開票作業

- ・成立要件を設けている10市のうち8市が不成立の際に開票作業を行わないとしています。
- ・成立要件を設けている10市のうち2市が不成立の際にも開票作業を行うとしています。
- ・上記2市のうち、北広島市は開票作業を行うことを規定していますが、坂戸市は特に不成立 の際の開票に関する規定はありません。

市名	成立要件の規定の 有無及び基準	不成立の際の 開票作業	そ	Ø	他
川口市素案	過半数以上	開票しない			
富士見市	1/3以上	開票しない			
広島市	1/2以上	開票しない			
坂戸市	1/2以上				
豊中市					
川崎市					
高浜市	1/2以上	開票しない			
桐生市	1/2以上	開票しない			
山陽小野田市	1/2以上	開票しない			
大和市					
防府市	1/2以上	開票しない			
北広島市	1/2以上	開票する			
宮古市	1/2以上	開票しない			
小諸市			(注1)		

(注1) 小諸市住民投票条例では、投票結果の尊重として「住民投票において、一の事案についての賛否いずれか多数の票数が投票資格者総数の4分の1以上の数に達したときは、市民、市議会及び自治基本条例第3条第6号に規定する市の執行機関は、自治基本条例第30条第2項の規定により住民投票の投票結果を尊重しなければならない。」と規定されています。この規定は、投票資格者の1/2以上の投票があり、その投票数の過半数の賛成があった場合は、投票結果を尊重するものであることから、実質的な成立要件の規定と考えられます。

# 【検討事項4 結果の尊重】

結果の尊重は、市民投票の結果を誰がどのように取り扱うのかを定めるものです。市民投票は一般の選挙や直接請求と異なり、関係法令の規定が適用されないことから、その投票結果をどのように取り扱うかについては、各団体の裁量に委ねられています。

このことから、投票結果の取り扱いについては、結果に従わなければならないとする拘束規定から参考程度に留める規定まで、各団体の市民投票条例の位置付けにより幅のある取り扱いが考えられます。しかし、他団体の例を見ると一律に、市民投票の結果を尊重しなければならないとする規定となっています。

また、市民投票の結果の取り扱いについては、その取り扱いを行う主体を明確にすることが必要となります。この主体は一般的に、市民、市議会、市長が考えられ、他団体の例では、すべての団体で市議会及び市長に尊重義務を課していますが、一部の市では市民にも市議会、市長と同様の尊重義務を課しています。さらに、市民投票の対象事項には、市長以外の執行機関の権限に属する事項も含まれることから、教育委員会などの執行機関をその他の執行機関としてまとめ、同様に尊重義務を明確に課している例がありますが、その他の執行機関に尊重義務を課していない団体においても、市長の勧告権などにより実質的には、市民投票の結果は尊重されるものとなっています。

素案では、川口市自治基本条例第30条第2項に「市は、市民投票の結果を尊重しなければならない。」と規定されており、この規定の「市」とは、同条例第2条の定義により規定されている「議会及び市長その他の執行機関」であることから、議会及び市長その他の執行機関に市民投票の結果の尊重義務を課すものです。なお、川口市自治基本条例の市民投票に関する規定に既に尊重義務が規定されていることから、市民投票条例に尊重義務を規定しなくても、実質的には尊重義務は課されるものとなりますが、重要な規定であることから、市民投票条例にも同様に規定するものです。他団体の例では、市民にも尊重義務を課している例もあることから、検討を要するものです。

### (素案(関連箇所抜粋))

### (結果の尊重)

第20条 議会及び市長その他の執行機関は、市民投票の結果を尊重しなければならない。

### (具体的検討事項)

投票結果の取り扱いについて下記の点から検討する。

- ・尊重規定とするか、尊重以外の規定とするか
- ・取り扱いの主体の範囲(市民、市議会、市長、その他の執行機関)
- ・自治基本条例と市民投票条例の両条例に規定するか

### (参考:結果の尊重)

### 投票結果の尊重義務者

・市民 … 14市のうち8市で市民に対する投票結果の尊重義務を規定しています。

・議会 ... すべての市で議会に対する投票結果の尊重義務を規定しています。

・市長 … すべての市で市長に対する投票結果の尊重義務を規定しています。

・その他の執行機関 ... 素案を含む3市でその他の執行機関の尊重義務を規定しています。 投票結果の尊重義務を規定している条例の種類

・自治基本条例 ... 素案を含む7市で基本条例に投票結果の尊重義務を規定しています。

・市民投票条例 ... 14市のうち11市で投票条例に投票結果の尊重義務を規定しています。

・素案を含む4市では、自治基本条例及び市民投票条例の両方に尊重義務を規定しています。

市名	結	果の尊重	義務があ	る者	規定条例		Z.O.(H)
	市民	議会	市長	その他	基本	投票	その他
川口市素案							
富士見市							
広島市					-		基本条例未制定
坂戸市					-		基本条例未制定
豊中市							
川崎市							
高浜市							
桐生市					-		基本条例未制定
山陽小野田市							
大和市							
防府市							
北広島市			·		-		基本条例未制定
宮古市							
小諸市							(注1)

(注1) 小諸市では一般的な投票結果の尊重義務は自治基本条例で定められており、小諸市住民投票条例では、「住民投票において、一の事案についての賛否いずれか多数の票数が投票資格者総数の4分の1以上の数に達したときは、市民、市議会及び自治基本条例第3条第6号に規定する市の執行機関は、自治基本条例第30条第2項の規定により住民投票の投票結果を尊重しなければならない。」と規定されている。